

所得税還付申告、住民税申告及び申告相談

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

- 受付期間 …… 1月21日(月)～2月15日(金)
- 受付場所 …… 当別町役場1階 大会議室
- 受付時間 …… 9時～11時30分、13時～16時

所得税の還付申告が出来る方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や、住宅の増改築をされた方
- ④寄附金控除、医療費控除等を受けることができる方など

必要書類

①～④共通および住民税申告

- ・源泉徴収票(コピーは不可) ・印鑑
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義)
- ・健康保険料及び介護保険料の領収書
- ・国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書 など

■ 医療費控除を受ける方

- ・医療費控除は年間医療費支払額が10万円又は合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合に適用できます。
- ・1年分の医療費等を病院別に事前に集計し(生計を一にする親族分の医療費を合わせて申告する場合も病院別に集計)、医療費の明細書等に記載してください。明細書は税務課税務係に用意してあります。

住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申込みや児童手当及び各種手続きに所得課税証明書が必要な方は住民税の申告が必要です。

■ 公的年金等を受給されている方

税制改正により公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税の確定申告が必要なくなりましたが、住民税の申告は必要ですので、該当の方は必ず申告してください。申告されない場合、本来受けられるはずだった各種控除が平成25年度住民税に反映されない場合があります。

白色事業所得者(営業・不動産等) を対象とした収支内訳書の記載相談

町では円滑な申告受付事務を行うために、事前に下記の期間を収支内訳書の記載相談として設けましたので、事前に必要な書類等を整理のうえ、お気軽にお越しください。

■ 収支内訳書の記載相談日

1月21日(月)～2月15日(金) 役場1階大会議室

法定調書関係書類等の提出について

関係書類等の提出は、次のとおりです。

■ 提出期限 1月31日(木)

- 提出場所 ・給与支払報告書(総括表・個人別明細) 役場税務係(役場1階)
- ・上記以外の書類 札幌北税務署

確定申告会場は混雑が予想されます

確定申告会場は例年どおり大変混雑することが予想されます。医療費控除や寄附金控除による還付のみの申告者については「e-Tax」や数字入力だけで申告書を作成できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」での申告書作成をお勧めしています。

おうちで作成、ネットで申告 e-Tax

e-Taxはインターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出かけることなく確定申告を自宅から行えます。

- ①最高3,000円の税額控除(平成19年分～平成24年分の間でいずれか1回)を受けることができます。
- ②添付書類の提出又は提示を省略することができます。
- ③還付金を早く受け取ることができます。
- ④確定申告期間(2月18日～3月15日)は自宅から24時間利用可能です。

確定(還付)申告会場設営期間内は当別町役場確定申告会場でもe-Tax専用パソコンを設置しています(e-Taxのご利用には別途住基カードが必要です)。この機会に是非e-Taxをご利用ください。